

労働安全衛生法に基づく
健康診断の法令遵守チェックリスト

～ 毎年9月は「職場の健康診断実施強化月間」です ～

労働安全衛生法により、事業主は、労働者に対して医師による健康診断を実施することなどが義務づけられています（ただし、キは努力義務、クは労働者が無料で利用できる制度）。

次の項目をチェックして、実施できていない事項は、改善してください。

ア	常時使用する労働者に対して、一般健康診断を行っていますか。 （雇い入れ時と、その後は年1回以上。ただし、深夜業などは半年に1回以上）	☐ 行っている ☐ 行っていない
イ	一定の有害業務に従事する労働者に対して特殊健康診断を行っていますか。 ※有機溶剤、特定化学物質、電離放射線、粉じん、鉛に関する業務などが対象 ※以前、有害業務に従事させていた場合も一部対象	☐ 行っている ☐ 行っていない ☐ 対象者がいない
ウ	健康診断の結果の記録を保存していますか。 （一部を除き、5年間保存）	☐ 行っている ☐ 行っていない
エ	有所見者の健康診断結果について医師（※）から意見聴取を行っていますか。 ※歯科健診は歯科医師	☐ 行っている ☐ 行っていない ☐ 有所見者なし
オ	健康診断実施後の措置（作業の転換、労働時間の短縮など）を行っていますか。 ※健康診断の結果、必要が認められるときは義務	☐ 行っている ☐ 行っていない ☐ 該当事案なし
カ	医療保険者（協会けんぽ（全国健康保険協会）など）へ健康診断データを提供していますか。 ※依頼があったときは義務（ <u>保健指導などに必要な情報です</u> ）	☐ 行っている ☐ 行っていない ☐ 提供依頼がない
キ	健康診断の結果、特に必要がある労働者に、保健指導を行っていますか。（努力義務）	☐ 行っている ☐ 行っていない
ク	一定の所見がある労働者に、二次健康診断の受診を勧奨していますか。（無料）	☐ 行っている ☐ 行っていない

【参考】健康診断の検査項目や特殊健康診断の対象者などは、次の厚生労働省リーフレットをご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anz/en/index.html

- ・「労働安全衛生法に基づく健康診断を実施しましょう」
- ・「労働安全衛生法に基づく健康診断実施後の措置について」

安全衛生 リーフレット

検索



労働安全衛生法などに基づく
健康診断の実施の流れ

※以下の流れ図は例であり、順番が前後しても構わない項目もあります

医師による健康診断を行う

所見があった労働者の
健康診断の結果について
医師から意見を聴取する

労働者へ健康診断の
結果を通知する

健康診断を行った医師から意見聴取しなかつた場合、地域産業保健支援センターの登録医師から意見聴取することも可能です（50人未満の事業場限定）

健康診断結果の記録を保存

※保存は、一部を除き、5年間
※法令様式。医師に上記の意見を記入してもらおう

地域産業保健センター（TEL）
大津 077-510-0615 湖北 0749-65-7866
彦根 0749-27-0133 近江八幡 0748-31-3544

健診委託時にあらかじめ
健診機関からデータ送付することを
依頼しておくともスムーズです

就業上の措置をとる

※医師から聴取した意見を勘案して、必要があると認めるときに義務

※健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少など適切な措置を義務となります。

医療保険者へ
健康診断結果を提供する

※協会けんぽなど医療保険者から提供依頼があった際は、提供が法令で事業主に義務づけられています。

※法令に基づく提供のため、個人情報の本人同意は不要です。

医療保険者へ健康診断結果を提供すると
保険者が、健診結果に応じて、メタボリック
シンドロームの予防のための保健指導などを
提供します（事業主の費用負担はありません）

保健指導を行う
（努力義務）

※健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対して

労働者に対して保健指導の
受診を勧奨しましょう

労働者が二次健康診断を受ける

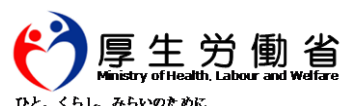
※脳・心臓疾患に関連する一定の項目に異常の所見がある労働者は、無料で受診できます

労働者に対して受診を勧奨しましょう



滋賀労働局 労働基準部 健康安全課
大津労働基準監督署
彦根労働基準監督署
東近江労働基準監督署

TEL 077 (522) 6650
TEL 077 (522) 6641
TEL 0749 (22) 0654
TEL 0748 (22) 0394



（滋賀労働局 2016.6 更新）

～働きやすい滋賀をめざして（労働災害ゼロ 業務上疾病ゼロへ）～